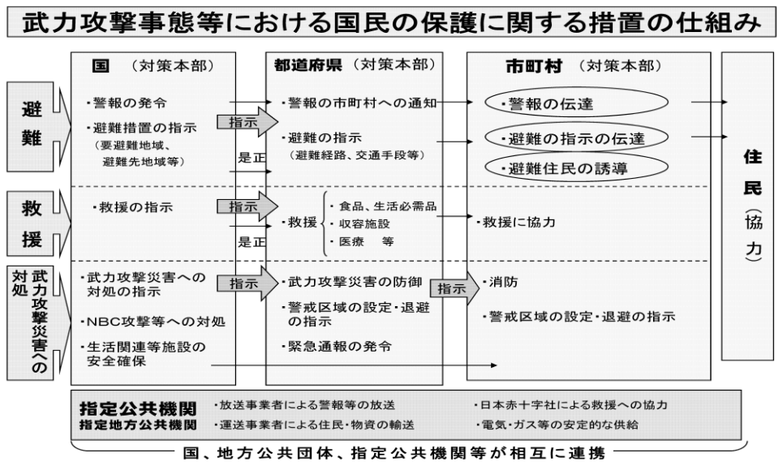
# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 1-3 | 第1編　総則<br>第3章　計画策定に当たっての基本的な考え方<br>１ 基本的人権の尊重<br><br>２　国民の権利利益の迅速な救済<br><br>３　情報の伝達と共有化の確保<br><br>４　国民保護措置実施体制の確立及び連携<br><br>５　市民の自助・共助<br><br>６　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮<br><br>７　災害時要援護者の保護<br><br>８　国際人道法の的確な実施の確保<br><br>９　国民保護措置に従事する者等の安全の確保<br><br>１０　準備体制の充実 | 第1編　総則<br>第3章　計画策定に当たっての基本的な考え方<br>１　国民保護措置実施体制の確立及び連携<br><br>２　準備体制の充実<br><br>３　情報の伝達と共有化の確保<br><br>４　災害時要援護者の保護<br><br>５　市民の自助・共助<br><br>６　基本的人権の尊重<br><br>７　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮<br><br>８　国民の権利利益の迅速な救済<br><br>９　国際人道法の的確な実施の確保<br><br>１０　国民保護措置に従事する者等の安全の確保 | それぞれの項目を国の基本指針の記述順序との整合<br>特に本計画の根幹的な事項である基本的人権の尊重を第1番目に記述 |
| 1-4-2 | 第4章　吉川市の概況<br>第2節　社会的特性<br>平成17年国勢調査による本市の昼夜間人口比率は、82．6%（49,772人）である。本市からの流出人口は、20，546人となっている。昼間は多くの市民が市外にいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し、提供することが重要となる。<br>交通機関に関しては、市域南部にJR武蔵野線が運行している。<br>また、バス運送に関しては、市内では6つの乗合バス事業者による35系統（平成22年4月1日現在）のバス網が構成され、運行している。<br><br>（中略）<br>また、消防法上の危険物質を取り扱う施設が、市内に137ヶ所（平成22年4月1日現在）あり、これらの施設が破壊されると重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難に配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。 | 第4章　吉川市の概況<br>第2節　社会的特性<br>平成12年国勢調査による本市の昼夜間人口比率は、79．2%（44,909人）である。本市からの流出人口は、20，750人となっている。昼間は多くの市民が市外にいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し、提供することが重要となる。<br>交通機関に関しては、市域南部にJR武蔵野線が運行している。<br>また、バス運送に関しては、市内では6つの乗合バス事業者による29系統（平成18年4月1日現在）のバス網が構成され、運行している。<br><br>（中略）<br>また、消防法上の危険物質を取り扱う施設が、市内に141ヶ所（平成18年4月1日現在）あり、これらの施設が破壊されると重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難に配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。 | 平成17年国勢調査の内容に変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 1-5-1 | 第5章　国民保護の実施体制<br>第1節　市の責務<br> | 第5章　国民保護の実施体制<br>第1節　市の責務 | 記述の理解を容易にするため、消防庁作成の「武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み」図を新規に添付 |
| 1-5-7 | 第7節　武力攻撃等の態様と留意点<br>1　武力攻撃事態の特徴と留意点<br>(1)着上陸侵攻の場合<br><br>(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合<br><br>(3)弾道ミサイル攻撃の場合<br><br>(4)航空攻撃の場合 | 第7節　武力攻撃等の態様と留意点<br>1　武力攻撃事態の特徴と留意点<br>(1)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合<br><br>(2)弾道ミサイル攻撃の場合<br><br>(3)航空攻撃の場合<br><br>(4)着上陸侵攻の場合 | 国の基本指針の記述順序との整合を図るため変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 2-1 | 第2編　平時における準備編<br>第1章　情報収集、伝達体制の構築<br>第1節　通信の確保<br>　住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。<br>　しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、市は、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会と連携する等非常通信体制の整備を進め、国、県等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。<br>　また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の導入、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。<br><br>第2節　被災情報の収集・報告に必要な準備<br>　1　市における準備<br>　市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。<br><br>第3節　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備<br>　市及び県は収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。<br>　1　市における準備<br>　（1）市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。<br>　（2）市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。 | 第2編　平時における準備編 | 1　情報伝達の手段として今年度中に整備されるJ－ALERTや県内全市町村ですでに運用しているEm－Netについて新規に記述し、「第1節　通信の確保」を設けた<br>2 「第2節　被災情報の収集・報告に必要な準備」については、平時においても体制の整備等、事前準備が必要なため、新設<br>3 「第3節　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」については、避難場所や医療機関などに関する基礎情報の把握や安否情報システムへの習熟など平時においても事前準備が必要なため、新設 |
| 2-2-2 | 第2章　迅速な初動体制の確保<br>第2節　職員配備計画の作成<br>市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部」という。）の部長は、～ | 第1章　迅速な初動態勢の確保<br>第2節　職員配備計画の作成<br>市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「市国民保護対策本部等」という。）の部長は、～ | 表現を簡略化してわかり易くした |
| 2-2-3 | 第3節　職員の指定と伝達手段の整備<br>　市対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、～ | 第3節　職員の指定と伝達手段の整備<br>　市国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、～ | 第2編第2章第2節の変更による変更 |
| 2-2-4 | 第4節　交代要員等の確保<br>　市は、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について、あらかじめ定めておく。<br>（略）<br><br>（以降各章繰り下げ） | 第4節　交代要員等の確保<br>　市は、市国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について、あらかじめ定めておく。<br>（略） | 第2編第2章第2節の変更による変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 2-4 | 第４章　避難の指示<br>第１節　モデル避難実施要領の作成<br>第２節　避難人数の把握<br>第３節　避難の指示の周知体制<br>第４節　避難住民集合場所の指定<br>第５節　避難施設の周知と施設管理者との連絡体制<br>第６節　避難のための交通手段の確保<br>第７節　避難候補路の選定<br>第８節　避難住民の運送順序<br>第９節　道路啓開の準備<br>第10節　避難誘導の補助<br>第11節　避難住民等に対する住宅の確保 | 第３章　避難の指示<br>第１節　モデル避難実施要領の作成<br>第２節　避難人数の把握<br>第３節　避難の指示の周知<br>第４節　避難交通手段の決定<br>第５節　避難路の選定<br>第６節　運送順序の決定<br>第７節　避難施設の周知と施設管理者との連絡体制<br>第８節　被災者に対する住宅供給対策<br>第９節　避難住民集合場所の指定<br>第10節　道路啓開の準備<br>第11節　避難誘導の補助 | 避難の手順に沿った記述順に変更 |
| 2-4-1 | 第１節　モデル避難実施要領の作成<br>１　モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項<br>（略）<br>２　モデル避難実施要領の作成パターン<br>（2）弾道ミサイル攻撃からの避難<br>①　着弾前<br>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。<br>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。<br>ア　屋外にいる場合<br>（以降現行どおり）<br><br>②　着弾後<br>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。<br>ア　核兵器の場合<br>（ｱ）核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、市民は次の事項に留意する。<br>ａ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に出ない。<br>ｂ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。<br>（略）<br>（ｲ）放射性降下物による外部被曝、～<br>（以降順次繰り上げ） | 第１節　モデル避難実施要領の作成<br>１　モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項<br>（略）<br>２　モデル避難実施要領の作成パターン<br>（2）弾道ミサイル攻撃からの避難<br>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の４パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、次のとおりとする。<br>①　弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合<br>（中略）<br>②　NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合<br>ア　核兵器の場合<br>（ｱ）核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、市民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。<br>（ｲ）核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、市民は次の事項に留意する。<br>ａ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に出ない。<br>ｂ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。<br>（略）<br>（ｳ）放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難に当たっては、次の事項に留意する。<br>（略）<br>（ｴ）ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。 | 事前と事後に分け、避難の指示の内容を具体的に記述 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 2-4-1 | (3)ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難<br>① 攻撃開始前<br>必要に応じて事前に退避の指示を行う<br>② 攻撃開始後<br>攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して、適当な避難先に移動させる。<br>また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。<br>ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。<br><br>(4)航空攻撃からの避難<br>① 兆候を事前に察知できる場合<br>時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1)着上陸侵攻からの避難」に準じてモデル避難実施要領を作成するものとする。<br>なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「② 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。<br><br>② 兆候を事前に察知できない場合<br>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。<br>これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。 | (3)ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難<br>必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。<br>また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。<br>ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。<br><br>(4) 航空攻撃からの避難<br>① 兆候を事前に察知できる場合<br>着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は、「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。<br><br>② 兆候を事前に察知できない場合<br>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。このため、市は、「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。 | |
| 2-6-1 | 第6章 緊急物資運送計画の策定<br>第1節 運送路の決定基準<br>2 運送道路の道路啓開<br>緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第9節と同様に行う。 | 第5章 緊急物資運送計画の策定<br>第1節 運送路の決定基準<br>2 運送道路の道路啓開<br>緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第3章第10節と同様に行う。 | 第1節2号中の章及び節の変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-1-1 | 第３編　武力攻撃事態等対処編<br>第１章　実施体制の確保<br>第１節　全庁的な体制の整備<br>２　市対策本部の設置と職員の配備<br>国から市対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は市対策本部を設置し、職員を配備する。<br>第２編第２章に定める配備計画に充てられている職員は、～ | 第３編　武力攻撃事態等対処編<br>第１章　実施体制の確保<br>第１節　全庁的な体制の整備<br>２　国民保護対策本部等の設置と職員の配備<br>国から国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は市国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。<br>第２編第１章に定める配備計画に充てられている職員は、～ | 第2編第2章第2節の変更による変更 |
| 3-1-2 | 第２節　市対策本部の組織等<br>１　市対策本部の組織及び担当業務<br>①　市対策本部には、部を設置する。組織は、別表のとおりとする。<br>②　本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。<br>ア　本部長　　市長<br>イ　副本部長　副市長、教育長<br><br>別表<br>１　本部直轄事務<br>(2) 市対策本部の設置、運営に関すること。 | 第２節　市国民保護対策本部の組織等<br>１　市国民保護対策本部の組織及び担当業務<br>①　市国民保護対策本部等には、部を設置する。組織は、別表のとおりとする。<br>②　本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。<br>ア　本部長　　市長<br>イ　副本部長　助役、教育長<br><br>別表<br>１　本部直轄事務<br>(2) 市国民保護対策本部等の設置、運営に関すること。 | 第2編第2章第2節の変更による変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-1-3 | 第3節　関係機関との連携体制の確保<br>２　国・県の現地対策本部との機関との連携<br>市対策本部は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国、県との調整に関し、連絡員を派遣するなど、国・県の現地対策本部と一元的に行うこととする。<br>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。<br><br>３　国民保護派遣の要請<br>（略）<br><br>４　県、警察との連携<br>(1) 県との連携<br>②　本部設置の指定を受けたときは、速やかに市対策本部を設置するとともに、設置した旨を県対策本部に報告する。<br>(2) 警察との連携<br>市は、市対策本部を設置したときは、本市を管轄する警察署に通知する。<br><br>５　現地調整所の設置<br>市は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。<br>但し、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、調整のうえ県が現地調整所を設置する。この場合、必要に応じ市は県に職員を派遣する。 | 第3節　関係機関との連携体制の確保<br>２　国・県の現地対策本部との機関との連携<br>市国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国、県との調整に関し、連絡員を派遣するなど、国・県の現地対策本部と一元的に行うこととする。<br><br>３　国民保護派遣の要請<br>（略）<br><br>４　県、警察との連携<br>(1) 県との連携<br>②　本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告する。<br>(2) 警察との連携<br>市は、市国民保護対策本部等を設置したときは、本市を管轄する警察署に通知する。 | 国の基本指針改定による変更<br>《基本指針から抜粋》<br>（国の）現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。<br><br>《基本指針から抜粋》<br>市町村長または都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。 |
| 3-1-4 | 第4節　市対策本部の廃止<br>市長は、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。 | 第4節　市国民保護対策本部等の廃止<br>市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部等を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。 | 第2編第2章第2節の変更による変更 |
| 3-1-5 | 第5節　市民との連携<br>武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受け入れる場合、<br>（中略）<br>なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織及びボランティアの活動の安全確保に十分配慮する。 | 第5節　市民との連携<br>武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受け入れる場合、<br>（中略）<br>なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第11章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織及びボランティアの活動の安全確保に十分配慮する。 | 章の変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-3-3 | 第3章　住民の避難措置<br>第3節　避難の指示等<br>１　避難の指示の受入れ・伝達等<br>(2) 市長の市民への避難の伝達等<br>①　避難実施要領の作成<br>ア　第1段階の避難指示があった時<br>市長は、あらかじめ作成しておいた第2編第4章第1節に定める「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。<br>（中略）<br><br>②　市民への周知内容及び方法<br>市長は、市民に対し、第2編第4章第3節で定めた内容をあらかじめ定めた方法で周知する。<br>（中略）<br><br>２　市域を越える住民の避難<br>武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、～　（中略）<br>逆に、他市町村の住民が本市へ避難してくる際には、第2編第4章第10節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。 | 第3章　住民の避難措置<br>第3節　避難の指示等<br>１　避難の指示の受入れ・伝達等<br>(2) 市長の市民への避難の伝達等<br>①　避難実施要領の作成<br>ア　第1段階の避難指示があった時<br>市長は、あらかじめ作成しておいた第2編第3章第1節に定める「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。<br>（中略）<br><br>②　市民への周知内容及び方法<br>市長は、市民に対し、第2編第3章第3節で定めた内容をあらかじめ定めた方法で周知する。<br>（中略）<br><br>２　市域を越える住民の避難<br>武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、～　（中略）<br>逆に、他市町村の住民が本市へ避難してくる際には、第2編第3章第11節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。 | １　章及び節の変更 |
| 3-3-4 | 第4節　避難住民の運送手段の確保<br>要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第6節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。<br>１　運送手段の選択方法<br>(2) 災害時要援護者の避難<br>市は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により、災害時要援護者の避難を実施する。<br><br>２　運送事業者への協力要請<br>市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第6節によりあらかじめ締結した協定に基づき、<br>（中略）<br><br>３　運送実施状況の把握<br>(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市対策本部に報告するものとする。<br>(2) 運送事業者は、避難住民の運送状況について、逐次市対策本部へ報告を行うこととする。<br>(3) 市対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県対策本部に報告する。 | 第4節　避難住民の運送手段の確保<br>要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。<br>１　運送手段の選択方法<br>(2) 災害時要援護者の避難<br>市は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により、災害時要援護者の避難を実施する。<br><br>２　運送事業者への協力要請<br>市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第4節によりあらかじめ締結した協定に基づき、<br>（中略）<br><br>３　運送実施状況の把握<br>(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市国民保護対策本部等に報告するものとする。<br>(2) 運送事業者は、避難住民の運送状況について、逐次市国民保護対策本部等へ報告を行うこととする。<br>(3) 市国民保護対策本部等は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。 | １　章及び節の変更<br><br>２　第2編第2章第2節の変更による変更<br><br>３　県国民保護計画との整合を図るため変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-3-5 | 第５節　避難路の選定と避難経路の決定<br>避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第２編第４章第７節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。 | 第５節　避難路の選定と避難経路の決定<br>避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第２編第３章第５節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。 | 章及び節の変更 |
| 3-3-9 | 第９節　避難誘導の実施の補助<br>市は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第２編第４章第１０節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。 | 第９節　避難誘導の実施の補助<br>市は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第２編第３章第１１節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。 | 章及び節の変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-4 | 第４章　避難住民等の救援措置<br>　１　収容施設の供与<br>（3）収容施設の運営、維持管理等<br>　①　避難所の運営<br>　避難所の運営は、第２編第４章第５節であらかじめ定めた避難所の運営マニュアルに基づき、～<br>（略）<br>　２　食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与<br>（2）応援物資の集積等<br>市は、第２編第６章第２節、第３節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。<br>（略）<br>（4）緊急物資運送路の確保<br>　①　県対策本部との調整<br>　市は、緊急物資の運送道路を決定する際には、県対策本部長と必要な調整をする。<br>（略）<br>（5）受入れを希望する緊急物資情報の発信等<br>　市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県対策本部を通じて、国民に公表するよう努める。<br>（略）<br>　３　医療の提供<br>　武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第２編第７章に定めるところによる。<br>（略）<br>　②　傷病者搬送の手順<br>　第２編第７章第２節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。<br>（略）<br>　イ　傷病者搬送の要請<br>（ｲ）消防機関だけで対応できない場合には、第２編第７章第２節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。<br>（略）<br>（2）医療救護班の編成と医療資機材等の調達<br>　①　医療救護班の編成手順と派遣方法<br>　市は、第２編第７章第１節2により定めた方法により、医療救護班を編成し、派遣する。<br>（略）<br>（3）医療救護所の設置<br>　市は、第２編第７章第１節２で定めた方法により、医療救護所を設置する。<br>（略）<br>　４　被災者の捜索及び救出<br>（1）被災情報等の把握<br>市は、県と協力し、安否情報及び被災情報の収集を行う。収集した情報は、逐次県対策本部へ報告する。<br>（2）被災地における捜索・救助の実施<br>　②　捜索・救助の状況について、逐次県対策本部に連絡し、指示を受ける。<br>（略） | 第４章　避難住民等の救援措置<br>　１　収容施設の供与<br>（3）収容施設の運営、維持管理等<br>　①　避難所の運営<br>　避難所の運営は、第２編第３章第７節であらかじめ定めた避難所の運営マニュアルに基づき、～<br>（略）<br>　２　食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与<br>（2）応援物資の集積等<br>市は、第２編第５章第２節、第３節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。<br>（略）<br>（4）緊急物資運送路の確保<br>　①　県国民保護対策本部との調整<br>　市は、緊急物資の運送道路を決定する際には、県国民保護対策本部長と必要な調整をする。<br>（略）<br>（5）受入れを希望する緊急物資情報の発信等<br>　市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、国民に公表するよう努める。<br>（略）<br>　３　医療の提供<br>　武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第２編第６章に定めるところによる。<br>（略）<br>　②　傷病者搬送の手順<br>　第２編第６章第２節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。<br>（略）<br>　イ　傷病者搬送の要請<br>（ｲ）消防機関だけで対応できない場合には、第２編第６章第２節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。<br>（略）<br>（2）医療救護班の編成と医療資機材等の調達<br>　①　医療救護班の編成手順と派遣方法<br>　市は、第２編第６章第１節2により定めた方法により、医療救護班を編成し、派遣する。<br>（略）<br>（3）医療救護所の設置<br>　市は、第２編第６章第１節２で定めた方法により、医療救護所を設置する。<br>（略）<br>　４　被災者の捜索及び救出<br>（1）被災情報等の把握<br>市は、県と協力し、安否情報及び被災情報の収集を行う。収集した情報は、逐次県国民保護対策本部等へ報告する。<br>（2）被災地における捜索・救助の実施<br>　②　捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。 | １　章及び節の変更<br><br>２　県国民保護計画との整合を図るため変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-4 | ５　死体の捜索、処理及び埋・火葬<br>(3) 埋・火葬対策<br>②　埋・火葬の実施<br>ア　市は、第2編第7章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。 | ５　死体の捜索、処理及び埋・火葬<br>(3) 埋・火葬対策<br>②　埋・火葬の実施<br>ア　市は、第2編第6章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。 | 章の変更 |
| 3-5-1 | 第5章　武力攻撃災害への対処措置<br>第1節　対処体制の確保<br>１　被災情報等の収集<br>武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市対策本部は、県対策本部、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。 | 第5章　武力攻撃災害への対処措置<br>第1節　対処体制の確保<br>１　被災情報等の収集<br>武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部等は、県国民保護対策本部等、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。 | １　第2編第2章第2節の変更による変更<br>２　県国民保護計画との整合を図るため変更 |
| 3-5-2 | 第2節　応急措置等の実施<br>１　退避の指示・警戒区域の設定<br>(1) 退避の指示<br>市長は、武力攻撃災害が発生し、～　（中略）<br>また、市は、第2編第4章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し退避の指示を周知する。<br>(2) 警戒区域の設定<br>市長は、武力攻撃による災害が発生し、～　（中略）<br>また、市長は、第2編第4章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し設定された警戒区域を周知する。<br>（略）<br>５　NBC攻撃による汚染への対処<br>(3) 関係機関との連携<br>市長は、県対策本部との情報交換に努めるとともに、自衛隊等の専門的意見を聴き、県対策本部に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。 | 第2節　応急措置等の実施<br>１　退避の指示・警戒区域の設定<br>(1) 退避の指示<br>市長は、武力攻撃災害が発生し、～　（中略）<br>また、市は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し退避の指示を周知する。<br>(2) 警戒区域の設定<br>市長は、武力攻撃による災害が発生し、～　（中略）<br>また、市長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し設定された警戒区域を周知する。<br>５　NBC攻撃による汚染への対処<br>(3) 関係機関との連携<br>市長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに、自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。 | １　章の変更<br>２　県国民保護計画との整合を図るため変更 |
| 3-5-3 | 第3節　保健衛生対策の実施<br>市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。 | 第3節　保健衛生対策の実施<br>市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。 | 章の変更 |
| 3-5-6 | 第6節　文化財保護対策の実施<br>市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。 | 第6節　文化財保護対策の実施<br>市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。 | 章の変更 |

# 国民の保護に関する吉川市計画新旧対象表

| 編-章-節 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 3-6-2 | 第6章　情報の収集・提供<br>第2節　安否情報の収集・提供<br>１　情報の収集<br>(1)避難所等において避難住民等から収集する情報<br>①　氏名<br>②　出生の年月日<br>③　男女の別<br>④　住所<br>⑤　国籍(日本国籍を有していない者に限る)<br>⑥　①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る)<br>⑦　居所<br>⑧　負傷又は疾病の状況<br>⑨　⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報<br>⑩　照会に対する同意の有無<br><br>(2)死亡した住民に関し収集する情報<br>上記①～⑥に加えて<br>⑦　死亡の日時、場所及び状況<br>⑧　死体の所在<br>⑨　連絡先のほか、必要な情報<br>⑩　照会に対する同意の有無 | 第6章　情報の収集・提供<br>第2節　安否情報の収集・提供<br>１　情報の収集<br>(1)避難所等において避難住民等から収集する情報<br>①　氏名<br>②　生年月日<br>③　男女の別<br>④　住所<br>⑤　国籍(日本国籍を有していない者に限る)<br>⑥　①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る)<br>⑦　居所<br>⑧　負傷又は疾病の状況<br>⑨　⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報<br><br>(2)死亡した住民に関する情報<br>上記①～⑥に加えて<br>⑦　死亡の日時、場所及び状況<br>⑧　死体の所在 | 安否情報収集の様式との整合を図るため変更 |
| 6-1 | 第6編　緊急対処事態対処編<br>第1章　想定する緊急対処事態とその対処措置<br>１　想定する事態について<br>(1)多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態 | 第6編　緊急対処事態対処編<br>第1章　想定する緊急対処事態とその対処措置<br>１　想定する事態について<br>(1)多数の人が集合する施設に毒性物質(サリン)が大量散布された事態 | サリン以外の放射性物質、生物剤、化学剤についてもマニュアルの策定を検討する必要があるため追加 |